障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年１月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 障発第0126001号  平成19年１月26日  一部改正　障発第0331020号  平成20年３月31日  一部改正　障発第0331033号  平成21年３月31日  一部改正　障発0928第１号  平成23年９月28日  一部改正　障発0330第５号  平成24年３月 30日  一部改正　障発0329第13号  平成25年３月29日  一部改正　障発0331第26号  平成26年３月31日  一部改正　障発0331第21号  平成27年３月31日  一部改正　障発0330第４号  平成30年３月30日  最終改正　障発●●●●第●号  令和３年３月●日  　各 都道府県知事 殿  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について  　障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。)第38条第1項、第44条及び第46条第3項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。)については、平成18年9月29日厚生労働省令第172号をもって公布され、平成18年10月1日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。  記  第三　指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準  3　運営に関する基準  (26)　職場への定着のための支援の実施(基準第32条)  指定障害者支援施設等は、当該施設障害福祉サービスを受けて、企業等に新たに雇用された利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも６月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。  また、当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該指定障害者支援施設等において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定障害者支援施設等は就職後６月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。当該指定障害者支援施設等において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定障害者支援施設等以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。  なお、就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。  (44)　利益供与等の禁止(基準第51条)  ①　基準第51条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による指定障害者支援施設等の紹介が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。  ②　同条第2項は、利用者による退所後の一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、当該施設からの退所者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。  ③　施設障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者が自ら施設障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を指定障害者支援施設等は行ってはならない。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」など、おおよそ施設障害福祉サービスのサービス内容には含まれないと考えられる内容があげられる。  4　附則  (5)　雇用契約の締結等(基準附則第6条)  就労継続支援Ａ型を利用する利用者のうち、雇用契約を締結した者については、労働基準法等労働関係法規の適用を受ける労働者に該当するが、雇用契約によらない利用者については労働者に該当することは想定していないことから、これらの作業内容及び作業場所を区分するなど、利用者が提供する役務と賃金等との関係が明確になるよう、配慮すること。  なお、利用者の労働者性に関する具体的な考え方については、「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」(平成18年10月2日付け障障発第1002003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。  (6)　就労(基準附則第7条)  経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行うものである。よって、利用者の希望や能力を踏まえずに、利用者全員の労働条件を一律に設定するのは、事業趣旨に反するものである。  このため、経過的指定障害者支援施設等は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の適性、障害特性等を踏まえ、利用者の希望に応じた労働時間や労働日数等での就労が可能となるよう、暫定支給決定期間におけるアセスメントや、施設障害福祉サービス計画（基準第23条に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）作成後の継続的なアセスメントやモニタリングを通じて適切な支援方法を検討し、施設障害福祉サービス計画の作成や変更を行った上で、就労の能力の向上を図るための必要な訓練や支援を行わなければならない。  また、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うためには、利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかも重要であることから、経過的指定障害者支援施設等は利用者の多様な働き方を実現するために必要な就業規則等の整備等を行わなければならない。  さらに、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図るために、経過的指定障害者支援施設等は当該経過的指定障害者支援施設等の従業者が自らの支援等に必要な知識を身につけ、能力の向上を図るための研修等の受講機会、常に支援等に対して意欲的に臨めるようなキャリアップの機会を提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備をしなければならない。  加えて、一般就労に必要な知識、能力を有するに至った利用者が一般就労を希望する場合には、継続的なアセスメントやモニタリングを通じた適切な支援方法を検討し、利用者の適性や障害特性等を踏まえ、利用者が一般就労への移行ができるように施設障害福祉サービス計画の変更を行い、一般就労に向けた必要な訓練や支援を行わなければならない。  (7)　賃金等(基準附則第8条)  経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、職業指導員や生活支援員等の経過的指定障害者支援施設等に配置すべき従業者による必要な支援を行いながら雇用契約の締結による就労機会を提供し、最低賃金の支払い等の労働基準法等労働関係法規を遵守しつつ、就労の機会を提供する施設障害福祉サービスである。この事業趣旨を踏まえれば、経過的指定障害者支援施設等は、常に生産活動の向上や収入・支出の改善を図り、雇用契約によらない利用者がいる場合には工賃の支払いも発生することも踏まえ、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。  なお、就労継続支援Ａ型の提供にあたっては、原則として余剰金は発生しないが、将来にわたって安定的に賃金を支給するため又は安定的かつ円滑に就労継続支援Ａ型を提供するため、一定の条件の下に工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てることができる。具体的な取扱いは「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月２日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を参照されたい。  また、生産活動に必要な経費には、社会福祉法人会計基準、就労支援事業会計基準で就労支援事業販売原価や就労支援事業販管費といった費用として計上するものが含まれる。  当該基準を満たさない場合には、指定就労継続支援Ａ型事業所に経営改善計画書を提出させ、改善が見込まれない場合には、当該基準に違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消しや停止を検討すること。なお、具体的な取扱いは、「指定基準の見直し等通知」を参照すること。  雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金の減額の特例許可手続に関しては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」(平成18年10月2日付け障障発第1002001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。  また、雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。  さらに、雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならないこと。  ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。  なお、都道府県、指定都市又は中核市は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。  利用者に対する賃金及び工賃の支払いに当たっては、原則として自立支援給付を充ててはならない。ただし、以下の場合はこの限りでない。  ・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に経過的指定障害者支援施設等が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれる場合  ・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により生産活動収入の減少したことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合  ・経済危機の場合であって厚生労働省が認める場合  (13)　運営規程(基準附則第13条の２)  経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、適正な運営及び利用者に対する適切な就労継続支援Ａ型の提供を確保するため、基準附則第13条の２第１号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めること経過的指定障害者支援施設等ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。  ①　利用定員（第４号）  利用定員は、経過的指定障害者支援施設等において同時に就労継続支援Ａ型の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の就労継続支援Ａ型の単位が設置されている場合にあっては、当該就労継続支援Ａ型の単位ごとに利用定員を定める必要があること。  ②　就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び基準附則第８条第３項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間（第６号）  経過的指定障害者支援施設等において実施する主な生産活動の内容、生産活動に係る労働時間又は作業時間を明記すること。また、生産活動により利用者に支払う賃金及び工賃の月給、日給又は時間給を明記すること。なお、労働時間及び賃金の月給、日給又は時間給は、就業規則と同様の記載とすることができる。  ③　通常の事業の実施地域（第７号）  通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。  また、経過的指定障害者支援施設等は、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供だけでなく、利用者の知識や能力向上のための必要な訓練を行うとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することが求められるため、当該経過的指定障害者支援施設等へは利用者が自ら通うことを基本としている。だだし、公共交通機関を利用して当該経過的指定障害者支援施設等まで通勤することが困難である利用者や障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な就労継続支援Ａ型の利用が図られるよう、当該経過的指定障害者支援施設等が送迎を実施するなどの配慮を行うことも検討すること。  (14)　厚生労働大臣が定める事項の評価等(基準附則第13条の３)  経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援Ａ型の利用を希望する者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択出来るよう、指定経過的指定障害者支援施設等ごとに運営状況を評価し、一年に一回以上、評価結果をインターネットの利用その他の方法により公表すること。なお、公表に当たっては、情報のアクセシビリティにも留意し、視覚障害や知的障害等障害特性に配慮した対応を併せて実施されることが望ましい。  公表の時期については、原則毎年度４月中とする。公表方法については、当該経過的指定障害者支援施設等のホームページ等インターネットの利用による公表を想定しているが、ホームページがない等インターネットの利用による公表が困難な場合は、市町村等が発行する広報紙への掲載、当該指経過的指定障害者支援施設等及び他の関係機関等での掲示等、利用者やその家族、関係機関等が簡易に情報を取得できる方法により公表すること。  評価項目及び評価方法については、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和３年厚生労働省告示第●号）を参照すること。 | 障発第0126001号  平成19年１月26日  一部改正　障発第0331020号  平成20年３月31日  一部改正　障発第0331033号  平成21年３月31日  一部改正　障発0928第１号  平成23年９月28日  一部改正　障発0330第５号  平成24年３月 30日  一部改正　障発0329第13号  平成25年３月29日  一部改正　障発0331第26号  平成26年３月31日  一部改正　障発0331第21号  平成27年３月31日  最終改正　障発0330第４号  平成30年３月30日  　各 都道府県知事 殿  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について  　障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。)第38条第1項、第44条及び第46条第3項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。)については、平成18年9月29日厚生労働省令第172号をもって公布され、平成18年10月1日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。  記  第三　指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準  3　運営に関する基準  (26)　職場への定着のための支援の実施(基準第32条)  指定障害者支援施設等は、当該施設障害福祉サービスを受けて、企業等に新たに雇用された利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも６月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。  なお、就職後６月間経過後は、当該指定障害者支援施設等と一体的に就労定着支援事業を実施している場合は、当該就労定着支援事業所による職場への定着のための支援を実施する。また、当該指定障害者支援施設等において就労定着支援事業を実施していない場合は、当該指定障害者支援施設等以外で実施する就労定着支援事業所又は障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関により、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、当該就労支援機関と必要な調整を行わなければならない。  (43)　利益供与等の禁止(基準第51条)  ①　基準第51条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による指定障害者支援施設等の紹介が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。  ②　同条第2項は、利用者による退所後の一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、当該施設からの退所者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。  ③　施設障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者が自ら施設障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を指定障害者支援施設等は行ってはならない。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。  4　附則  (5)　雇用契約の締結等(基準附則第6条)  就労継続支援Ａ型を利用する利用者のうち、雇用契約を締結した者については、労働基準法等労働関係法規の適用を受ける労働者に該当するが、雇用契約によらない利用者については労働者には該当しないことから、これらの作業内容及び作業場所を区分するなど、利用者が提供する役務と賃金等との関係が明確になるよう、配慮すること。  なお、利用者の労働者性に関する具体的な考え方については、「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」(平成18年10月2日付け障障発第1002003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。  (6)　就労(基準附則第7条)  就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するほか、利用者の心身の状況、利用者の意向又は障害の特性などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。  (7)　賃金等(基準附則第8条)  雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金の減額の特例許可手続に関しては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」(平成18年10月2日付け障障発第1002001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。  また、雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。  　（新設）  （新設） |